

こんにちは 婦人会です

日に日に暖かくなり、満開の梅の花の甘い香りに春を感じるこの頃です。

先日、ドイツ村に出かけて来ました。入り口近くに菜の花が一面に咲いて思わず菜の花畑に・・・と口ずさんでしまいました。「朧月夜」日本の田園風景をつづったこの歌は、高野達之作詞、岡野貞一作曲で「大正 3 年尋常小学歌(六)」に発表されたそうです。『菜の花畠に 入日薄れ 見わたす山の端 霞ふかし 春風そよふく空を見れば 夕月かかりて にほひ淡し 里わの火影も 森の色も 田中の小路をたどる人も 蛙のなくねも かねの音も さながら霞める 朧月夜 』 婦人会よりの春のお届け～ そろそろ桜の開花の便りも・・・ とはいえこの時期、気温差がありますので風邪など引かれませぬようお体に気をつけてくださいね。

～婦人会・暮らしのエッセンス～



「後期高齢者医療被保険者証」がお宅に届きましたか？

先月号(74号)に掲載しました、医療制度の法改正に伴う「後期高齢者医療被保険者証」が制度のしおりと一緒に皆さんのお宅に届き始めたと思います。しおりをご覧になればお解かりになると思いますが、今月は注意して頂く事項を掲載してみましたので、ご自身がどのように変わるか確認していただければと思います。

①受け取った「後期高齢者医療被保険者証」記載の一部負担金割合を確認しましょう。

※この割合は、大事でお医者さんにかかった時の自己負担金の率です。

②保険料には、「均等割額」と被保険者の所得に応じた「所得割額」があり、所得割は、その方の所得により、7割軽減、5割軽減、2割軽減があります。ご自身がどこに該当するか確認しておきましょう。

③子供さんとの同居等により、被扶養者となっていて、保険料を負担しておられなかった方については、一定期間所得割の凍結と均等割の軽減措置がありますので知っておきましょう。

④保険料は、年金から徴収される「特別徴収」の方と個別に納める「普通徴収」の方がおられます。「普通徴収」の方でつい忘れてしまった場合は、「資格証明証」が発行され、医療機関窓口での支払いが一旦全額支払いとなってしまいます。後日、市町村に申請して滞納の支払いをすれば保険で給付される医療費を払い戻してもらえます。



桜台婦人会
平成20年3月25日
第75号